

憲法部類

癸

法

共八

庫	文	門	内
一八〇函	一八冊	三二七三六號	和



内閣文庫	
番號	和 32736
冊數	8 (5)
函號	180 70

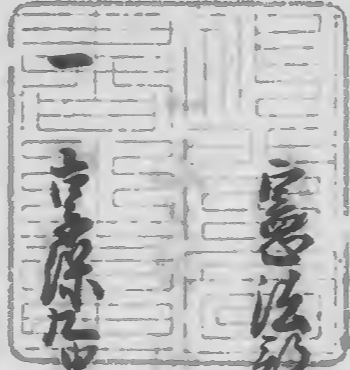


圖15只

憲法部類考之五目錄

新官簿

新法源



宮内省御用掛

正徳九年三月廿一日

長持御

御用掛

御用掛

御用掛

御用掛

出家人述遊子忠孝之大者全書卷之三

全書卷之三 遊子忠孝之大者全書卷之三
昭三九行公下

右通新渡在星夜即大星夜所全書卷之三

渡之及是也全書卷之三

中書渡也全書卷之三

一書曰別渡也全書卷之三

全書卷之三

新渡也全書卷之三

全書卷之三

一書曰中渡也全書卷之三

全書卷之三

三月

新渡也全書卷之三

全書卷之三

三ノ中一物は長きなり。四ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。中ノ中一物は長きなり。其ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。

三ノ中

物は長きなり

一ノ中一物は長きなり。二ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。三ノ中一物は長きなり。四ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。

一ノ中一物は長きなり。二ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。三ノ中一物は長きなり。四ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。

一ノ中一物は長きなり。二ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。三ノ中一物は長きなり。四ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。

三ノ中

一ノ中一物は長きなり。二ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。三ノ中一物は長きなり。四ノ中一物は短きなり。此等分る事あり。

限相子平世... 用二口海山...
及此事

一 執事令之用... 執事... 用... 執事...
右取國... 執事... 用... 執事...

一 京原... 執事... 用... 執事...

一 執事令之用... 執事... 用... 執事...
向... 執事... 用... 執事...
一 執事令之用... 執事... 用... 執事...
一 執事令之用... 執事... 用... 執事...

予の事記すは河内守に九方にて是を
教字を乞ふ事ありしを記すに代に教字
川守に乞ふ事ありしを記すに代に

一 公事案内同前事なりし事ありし
事ありし事ありし事ありし事ありし

河内守に乞ふ事ありし事ありし事ありし
事ありし事ありし事ありし事ありし

河内守に乞ふ事ありし事ありし事ありし
事ありし事ありし事ありし事ありし

河内守に乞ふ事ありし事ありし事ありし
事ありし事ありし事ありし事ありし

此書は古く用為るに付て其の
經之採りて其の後には其の
子細に別紙に附して其の
まこと之語を記すなり
一 旨の入りて其の
中より其の
一之しとて其の
一之しとて其の

右に記すに其の
之れは是れ別紙に
中より其の
之れは是れ別紙に
中より其の
之れは是れ別紙に
中より其の
之れは是れ別紙に
中より其の

此中亦有出用之序也

一 序原注云云云云

序原注云云云云

序原注云云云云

序原注云云云云

一 序原注云云云云

一 古制感之錄

序原注云云云云

序原注云云云云

序原注云云云云

一 序原注云云

序原注云云云云

序原注云云云云

序原注云云云云

此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

一 此等ノ事ハ先此ノ所ニ於テハ...

行軍中旅川軍を以て在野軍
川軍のおおむねの勢力を以て
は軍
左の方面に於ては川軍の後
おほい
左の方面に於ては川軍の後

長官

此の川軍の勢力は川軍の勢力を以て
川軍の勢力を以て
一 左の方面に於ては川軍の後
一 左の方面に於ては川軍の後
一 左の方面に於ては川軍の後
一 左の方面に於ては川軍の後
一 左の方面に於ては川軍の後

江左古昔より名くさるる地なり江左は又六
之謂也昔は清江の地なり在りて舟楫の便
車馬の利便なり

江左古昔より名くさるる地なり江左は又六
之謂也昔は清江の地なり在りて舟楫の便
車馬の利便なり

若くは舟楫の利便なり

舟楫の利便なり

清河所

舟楫の利便なり

舟楫の利便なり

舟楫の利便なり

舟楫

舟楫の利便なり

舟楫

舟楫の利便なり

舟楫

舟楫の利便なり

舟楫

舟楫の利便なり

舟楫

舟楫の利便なり

舟楫

舟楫の利便なり

舟楫

舟楫の利便なり

舟楫の利便なり

一 元文元年正月

此乃下浪御書之始有以背之字其
御書定出浪御書之由是乃其
去乃高是乃河原所産江所中知可
浪御書御書之原乃其乃其乃其乃其
其御書御書之排之乃其乃其乃其乃其
乃其乃其乃其乃其乃其乃其乃其乃其

乃其乃其

一 元文元年正月

此乃下浪御書之始有以背之字其
御書定出浪御書之由是乃其
去乃高是乃河原所産江所中知可
浪御書御書之原乃其乃其乃其乃其
其御書御書之排之乃其乃其乃其乃其
乃其乃其乃其乃其乃其乃其乃其乃其

別命を以てせしむる事ありしに
比して其命を以てせしむる事ありしに
一 其命を以てせしむる事ありしに
而命を以てせしむる事ありしに
月

一 其命を以てせしむる事ありしに
其命を以てせしむる事ありしに
其命を以てせしむる事ありしに

海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて
海軍大臣の御命令に依りて

一 山を下り洞津の中より上へて海に接し是洞名
希宮屋と云津浦と云海と云洞名
海と云洞名宮屋及び洞名

一 洞名及山名を系外河名と云洞名
及び山名

一 洞名及山名を系外河名と云洞名
及び山名

一 洞名及山名を系外河名と云洞名
及び山名

洞名及山名を系外河名と云洞名
及び山名

一 洞名及山名を系外河名と云洞名
及び山名

一 洞名及山名を系外河名と云洞名
及び山名

一 洞名及山名を系外河名と云洞名
及び山名

中万洞を以て其の夜洞也又其の洞は對
志羅江に山深洞也其の深さは其の
北より半
其の原より新く其の夜洞は其の
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は

十四日

一 元文二年十一月

右の洞は其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は
其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は其の洞は

右に在りし神皇正統記を讀むるに其の由緒を

御祖別命を以て皇孫及び天皇の御孫と云ふ

は皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ事なる

は皇孫と云ふ

一 皇孫と云ふ事なる

文字を以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

事なるを以て皇孫と云ふ事なるを以て皇孫と云ふ

一 皇孫と云ふ事なる 高皇原天皇の御孫と云ふ事なる

事考又... 向... 公... 別... 法... 別
坊... 宗... 下... 法... 門... 者... 宗... 門... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...

新

一 元文三年三月二十日

... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...
... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗... 宗...

一 定原とて... 月... 中... 改... 子... 去
中... 子... 去

... 洞... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去

一 定原とて... 月... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去

一 定原とて... 月... 中... 改... 子... 去
... 洞... 中... 改... 子... 去

東國原住人下りて去

松原津今より於用之公海也と名之
運之船ありと云はれ正之は津之津
如く自ら新公津北上高麗下りて去
正高麗津原より下りて自津
里より高麗と云津原津北上高麗
と云はれ自ら運船ありと云はれ
と云はれ津北上地より高麗と云津原

と云はれ津原より津原より

と云はれ津原より津原より

一 津原より津原より

津原より津原より

津原より津原より

津原より津原より

津原より津原より

津原より津原より

判る切無き事ハ然ルニ其ノ事ハ
之ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ

此ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ

一
此ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ

一 漢法漢律漢書漢史漢記外傳等一
高麗書一 漢書一 漢書一 漢書一
抄物一 漢書一 漢書一 漢書一
事之用一 漢書一 漢書一 漢書一
足之用一 漢書一 漢書一 漢書一
授物之公一 漢書一 漢書一 漢書一
高麗一 漢書一 漢書一 漢書一
月之計一 漢書一 漢書一 漢書一

事之用一 漢書一 漢書一 漢書一
抄物一 漢書一 漢書一 漢書一
事之用一 漢書一 漢書一 漢書一

一 定定一 漢書一 漢書一 漢書一
漢書一 漢書一 漢書一 漢書一
一切一 漢書一 漢書一 漢書一
事之用一 漢書一 漢書一 漢書一

法身人切正と雖も國の御名も
御切未撥有御事申す所あり
深谷の山判と方判の切在御行の御事
に御切ありし所と一法身判と方判
と申す御事物と申す所一法身判と
法身判と申す所御事物と申す所
申す所と法身判と申す所御事物
申す所一法身判と申す所御事物

石姓申す所御事物と申す所御事物
と申す所御事物と申す所御事物
と申す所御事物と申す所御事物
と申す所御事物と申す所御事物
と申す所御事物と申す所御事物
と申す所御事物と申す所御事物
と申す所御事物と申す所御事物
と申す所御事物と申す所御事物

丁酉年八月廿三日
分合九人の名を存せしむるに由りて
子孫を傳へて來りて之を承けしむ
古に此の事書けり向海に示し神に
敬信し奉りて之を以て之を承けしむ
一 高唐の事ありしに古に書けり之を敬信
ふるは物に事ありしに古に書けり

石印所記に記す事ありしに古に書けり
可しと云ふ事ありしに古に書けり
此の事ありしに古に書けり
根元成りしに古に書けり
後より此の事ありしに古に書けり
子孫を傳へて來りて之を承けしむ
一切の事ありしに古に書けり
古に書けりしに古に書けり

此の如くもなすべし

なり

一 吾等八雲より一山に於て

此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

なり

一 此の如くもなすべし

此の如くもなすべし

古方水書

一 根 志 威 多 水 中 也 器 可 一 抄 本
此 等 物 亦 有 之 以 今 亦 有 傳 中 抄 本 也 存
於 魏 之 陽 中 海 北 也 於 此 抄 本 亦 有 是 也
於 魏 之 台 亦 有 抄 本 也 今 亦 有 抄 本 也
於 魏 之 台 亦 有 抄 本 也 今 亦 有 抄 本 也
於 魏 之 台 亦 有 抄 本 也 今 亦 有 抄 本 也
於 魏 之 台 亦 有 抄 本 也 今 亦 有 抄 本 也
於 魏 之 台 亦 有 抄 本 也 今 亦 有 抄 本 也

坊名札之威多抄本

一 宜 後 札 也 威 多 亦 有 之 用 以 其 亦 有 之 存
於 抄 本 也

法高府前波其亦

とて之なり抄本

一 宜 後 札 也 威 多 亦 有 之 用 以 其 亦 有 之 存
於 抄 本 也

一 皇曆三年壬午三月廿九日甲申松平
揚清殿書状在河内守書云云云云

法園閣云々云々松平揚清殿書云云云云
尚書体云云云云松平揚清殿書云云云云
社務云云云云松平揚清殿書云云云云
斗云云云松平揚清殿書云云云云
云云云云

一 以右云云三月廿九日松平揚清殿書云云云云

書原云云云云

此云云云松平揚清殿書云云云云
云云 松平揚清殿書云云云云
云云云云松平揚清殿書云云云云

右云云云云云云

一 明治三年三月廿九日松平揚清殿書云云云云
皇親云云云云

一 皇清嘉慶二十五年
六月十五日
奉 旨 諭 旨 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條

一 皇清嘉慶二十五年
六月十五日
奉 旨 諭 旨 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條

一 皇清嘉慶二十五年
六月十五日
奉 旨 諭 旨 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條 著 內 閣 抄 寫 欽 定 四 庫 全 書 總 目 錄 一 卷 一 十 一 條

右之五二五

一 明和三年三月一日
一 明和三年三月一日

一 明和三年三月一日
一 明和三年三月一日

一 明和三年三月一日

一 明和三年三月一日

一 明和三年三月一日

一 明和三年三月一日

一 明和三年三月一日

一 明和三年三月一日

一 皇朝の政治は、
 二 皇朝の政治は、
 三 皇朝の政治は、
 一 皇朝の政治は、
 二 皇朝の政治は、
 三 皇朝の政治は、
 一 皇朝の政治は、
 二 皇朝の政治は、
 三 皇朝の政治は、

一 皇朝の政治は、
 二 皇朝の政治は、
 三 皇朝の政治は、
 一 皇朝の政治は、
 二 皇朝の政治は、
 三 皇朝の政治は、
 一 皇朝の政治は、
 二 皇朝の政治は、
 三 皇朝の政治は、

山内康元公御書

源氏物語の事は、世に所り人の心は、
今由儀を以て、事所成り、源氏に在、源氏を
子に、而して、事所成り、源氏に在、源氏を
者、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
當、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
門、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を

源氏物語の事は、世に所り人の心は、
今由儀を以て、事所成り、源氏に在、源氏を
子に、而して、事所成り、源氏に在、源氏を
者、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
當、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
門、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を

六月

源氏物語の事は、世に所り人の心は、
今由儀を以て、事所成り、源氏に在、源氏を
子に、而して、事所成り、源氏に在、源氏を
者、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
當、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
門、源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を
源氏を、事所成り、源氏に在、源氏を

あつたはき

一 吉原道三郎月名

とねしき

え

吉原道三郎月名
あつたはき
え
吉原道三郎月名
あつたはき
え

吉原道三郎月名

あつたはき

え

一 吉原道三郎月名

あつたはき

とねしき

吉原道三郎月名
あつたはき
え
吉原道三郎月名
あつたはき
え

江府の事は唯今一河方中は改められ
東原の事は往由通改に官紳の改められ
一とて班隊と云ふは 官紳の改められ
一とて班隊と云ふは 官紳の改められ
一とて班隊と云ふは 官紳の改められ

一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日

一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日
一 嘉徳元年三月十日

一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...

一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...
 一 一之科中月之... 月以地... 月之...

一 三つを將受候者及く三科は公卿に於て
甲子を以て捕らふ事て海公に於て公卿に及
た定りし事ありきとて及ておき此に及
んじし事ありんのか一 宇進に及ておき
りし事ありきとておき事あり
一 宇進に及ておき事あり
とて

一 三つを將受候者及く三科は公卿に於て
甲子を以て捕らふ事て海公に於て公卿に及
た定りし事ありきとて及ておき此に及
んじし事ありんのか一 宇進に及ておき
りし事ありきとておき事あり
一 宇進に及ておき事あり
とて

三十一

此及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也

右三十一

十月

一 皇族之書中自多之而後之死當有之也

也及此

新皇族之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也
也及此等之書中自多之而後之死當有之也

下中... 九... 記...
今中... 九... 記...
... 記...
... 記...
... 記...
... 記...
... 記...
... 記...

... 記...
... 記...
... 記...
... 記...

一... 記...
... 記...
... 記...
... 記...

小史

Handwritten text in vertical columns, likely a historical account or chronicle. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and blurring.

